東京都ギャンブル等依存症対策 推進計画(第2期)

【案】



目 次

第1章	章 はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け等	1
3	計画期間	2
第2章	章 ギャンブル等依存症に関する状況等	3
1	ギャンブル等依存症について	3
2	令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」につ	
3	都内のギャンブル等に関する状況	11
4	都内のギャンブル等依存症に関する状況	14
第3章	章 第1期推進計画における事業の実施状況	18
1	計画の進行管理	18
2	各事業の実施状況(概要)について	18
第4章	章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等	23
1	ギャンブル等依存症対策の基本理念等	23
2	都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方	23
3	都におけるギャンブル等依存症対策の方向性	24
第5章	章 具体的な取組	26
1	予防教育•普及啓発	26
2	相談•治療•回復支援	29
3	依存症対策の基盤整備	35
4	関係事業者の取組	38
5	多重債務問題等への取組	44
第6章	章 推進体制と進行管理	56
第7章	章 おわりに	57
付急		58

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- O 競馬などの公営競技やぱちんこ等のギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ 人がいる一方で、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活 や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題 を生じさせる場合があります。
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人や家族が病気に気付きにくいこともあり、早期発見・早期支援に向けた医療体制及び相談支援体制の整備が課題となっています。また、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である方等が必要な治療及び支援につながりにくい現状があります。
- 平成30年10月、国は「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成30年法律第74号。以下「基本法」という。)を施行し、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念や、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を示すとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めました。さらに平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、令和4年3月には基本計画の改定(令和4年3月25日閣議決定)が行われました。
- 東京都(以下「都」という。)では、令和 4 年度に都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」(以下「推進計画」という。計画期間は令和 4 年度から令和6年度までの3か年)を策定し、関係機関及び関係事業者と連携して、普及啓発、相談支援等の取組を進めてきましたが、依然として多くの当事者や家族が依存症の悩みを抱えており、更なる取組の推進が求められています。また、インターネットを利用したギャンブルが広く普及し、若者をはじめとする幅広い層がギャンブルにより悩みを抱えるケースが発生するなど、現行計画策定後の環境変化等も踏まえて所要の見直しを行います。

2 計画の位置付け等

- O 基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として 策定します。
- O 基本法第2条では、ギャンブル等については「ギャンブル等(法律の定めると ころにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)」

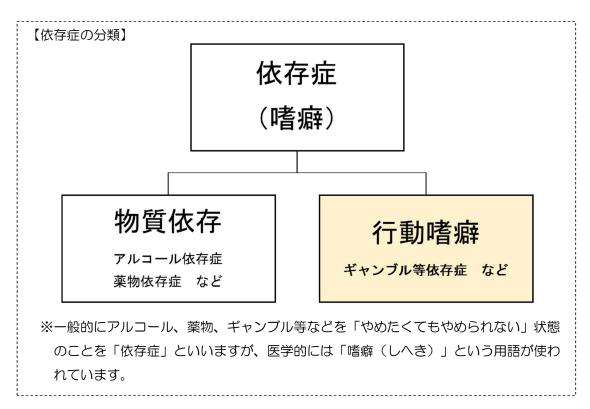
とされています。そのため、本計画では、都内の公営競技(競馬・競輪・モーターボート競走)及びぱちんこを関係事業者としています。

3 計画期間

〇 本計画は、令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度)までの3 か年を計画期間とします。

第2章 ギャンブル等依存症に関する状況等

- 1 ギャンブル等依存症について
 - 依存症とは特定の何かに心を奪われ、やめたくてもやめられない状態になることです。
 - 依存症には、アルコールや薬物等に関連する物質依存と、ギャンブル等の行動 や習慣に関連する行動嗜癖があります。



- 〇 ギャンブル等は、興味・関心から始まりますが、のめり込むかどうかは、「心理的な要因(ストレスなど)」や「環境的な要因(簡単にアクセスできる、いつでも、どこでもできる)」などが関わると言われており、ギャンブルをする人は誰でもギャンブル等依存症になる可能性があります。
- ギャンブル等依存症の症状としては、ギャンブル等での負けを別の日に取り返 そうとしたり、苦痛の気分の時にギャンブル等をしたり、ギャンブル等へののめ り込みを隠すために嘘をつくことなどが挙げられます。
- その結果として、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題や違法行為を 働いたことによる刑罰、仕事能率の低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺など の深刻な問題に至ることがあります。
- ギャンブル等依存症から回復するためには、自分にとっての引き金、考え方の 癖、行動の連鎖に気付き、意識的に対処するスキルを身に付ける認知行動療法と

呼ばれる治療プログラムや、同じ問題を抱える人やその家族などが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しながら助け合う自助グループのミーティングなどが有効とされています。

- ギャンブル等依存症に関しては、基本法第2条では「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されているほか、医療の現場では、世界保健機構(WHO)が定める国際疾病分類(ICD)では「病的賭博」、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準(DSM)では「ギャンブル障害」として、それぞれ基準が示され、疾病分類や診断が行われています。
- O ギャンブル等依存症対策においては、医学的な側面に限らず、社会的な側面に も着目して支援を必要とする人たちに対して対策が取られるようにする必要が あると考えられることから、本計画では基本法第2条の定義に基づくものとしま す。

(参考) ICD-10: 病的賭博

持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

※ICD-10 精神及び行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン新訂版より

(参考)DSM-5:ギャンブル行動症

- ①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求
- ②賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだっ
- ③賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある
- ④しばしば賭博に心を奪われている
- ⑤苦痛の気分の時に、賭博をすることが多い
- ⑥賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い
- ⑦賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく
- ⑧賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある
- ⑨賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む
- ※アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準(DSM-5)より

(参考) ICD-11 ギャンブル行動症

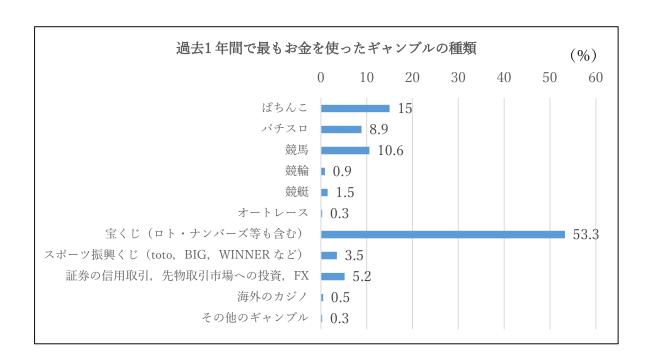
世界保健機関(WHO)が平成30年6月に公表、日本では適用時期未定。 物質使用症群に、嗜癖行動症群が追加となり、ここにギャンブル行動症やゲーム行動症が分類されている。

2 令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」について

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが基本法及び基本計画に基づき 令和6年10月に公表した実態調査の概要は以下のとおりです。(令和5年度 依存 症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」、 2024年から引用)

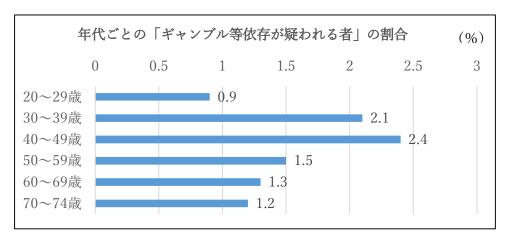
(1)調査概要

- ○本調査においては、「国民の娯楽と健康に関するアンケート(調査 A)」「依存の問題で相談機関を利用された方へのアンケート(調査 B)」を実施
- 〇令和 5 年度は「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計に、PGSI(Problem Gambling Severity Index)を使用
- (2) 国民の娯楽と健康に関するアンケート: (調査 A)
 - 一般住民における「ギャンブル経験」や「ギャンブル行動」の実態、および「ギャンブル等依存が疑われる者の割合の推計」を明らかにすることを目的とし、調査票を送付することにより行う全国住民調査(調査対象 18,000 名)
 - ア 国民のギャンブル行動
 - 過去1年間のギャンブル経験:男性の44.9%、女性の26.5%
 - 過去1年間にギャンブルに使った金額(1か月あたり): 中央値 9,000 円
 - 過去1年間に最もお金を使ったギャンブルの種類:宝くじが最多(53.3%)で、ぱちんこ(15.0%)が次に多い。



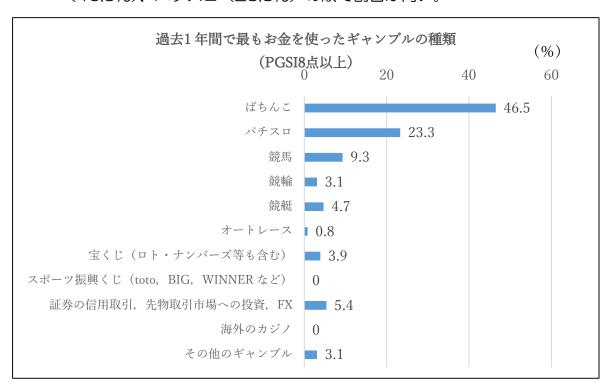
- イ 過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者(PGSI8点以上)の割合と そのギャンブル行動
 - O PGSI8点以上の者の割合: <u>全体 1.7%、男性 2.8%、女性 0.5%</u>、年齢別では 40 代が最も高く(2.4%)、次いで 30 代が高かった(2.1%)。

	令和5年度 (今回調査)		
	男性	女性	全体
ギャンブル等依存症			
が疑われる者の割合	2.8%	0.5%	1.7%
(過去1年以内)			



○ 過去1年間にギャンブルに使った金額(1か月あたり):中央値 6万円

○ 過去1年間に最もお金を使ったギャンブルの種類:ぱちんこ (46.5%)、パチスロ(23.3%)の順で割合が高い。

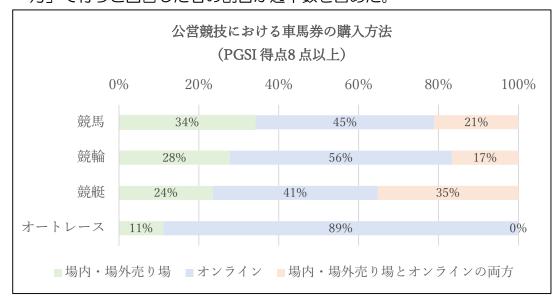


ウ 他の精神疾患や自殺などの関連問題

K6(うつ、不安のスクリーニングテスト)で比較したところ、ギャンブル等依存が疑われる者は、他の者より有意に抑うつ・不安が強く、これまでの自殺念慮の経験割合等も高かった。

エ インターネットを使ったギャンブルの現状

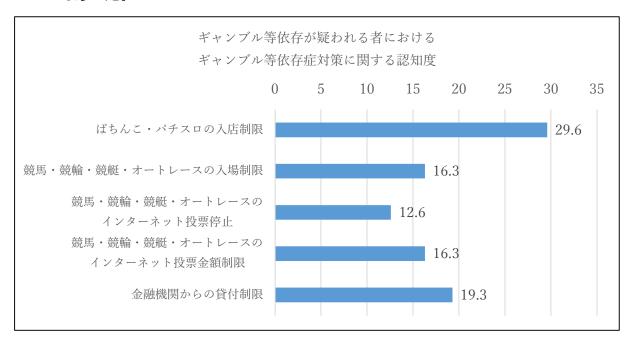
インターネットを使った車馬券等の購入方法については、すべての公営競技などにおいて、「主にオンライン」または「場内・場外売り場とオンラインの両方」で行うと回答した者の割合が過半数を占めた。



オ コロナ拡大前とのインターネット利用したギャンブル行動の変化 新型コロナウイルス感染拡大前と比較し、インターネットを使ったギャンブルの利用が増えた(「新たに始めた」、「する機会が増えた」の合計)との回答は、ギャンブル等依存が疑われる者では 19.9%であり、他の者(3.6%)より高かった。

カ ギャンブル等依存症対策の認知度

ギャンブル等依存が疑われる者が、ギャンブル等依存症対策に関して「知っている」との回答は、「ぱちんこ・パチスロの入店制限」は 29.6%、「競馬・競輪・競艇・オートレースの入場制限」は 16.3%、「競馬・競輪・競艇・オートレースのネット投票停止」は 12.6%、「競馬・競輪・競艇・オートレースのネット投票の購入上限設定」は 16.3%、「金融機関からの貸付制限」が 19.3%であった。



- (3) 依存の問題で相談機関を利用された方へのアンケート: (調査 B)
 - ・公的な相談機関の利用者を対象に、ギャンブル等依存の問題を抱えている当事者と家族の特徴やギャンブル関連問題の実態を把握することを目的とする
 - ・全国の精神保健福祉センター及び依存症に関する窓口を有する保健所を対象に 調査依頼を実施
 - ・当事者票と家族票の2種類の自記式アンケート調査(無記名)
 - 〇 ギャンブル問題に気が付いてから初めて病院や相談機関を利用するまでの期間は、当事者は平均 2.9 年、その家族が平均 3.5 年であった。また、相談機関につながったきっかけについて、当事者では「家族にすすめられた」、家族では「自分から HP などで探した」が過半数を超えていた。

【当事者回答から】

項目	集計結果	
ギャンブル開始年齢	20.2 歳(平均)	
月1回以上の習慣ギャンブル開始年齢	22.7 歳(平均)	
 1 か月あたりのギャンブル使用金額	中央値:15 万円	
1 が月めたりのイヤンノル使用並領	平均值:73万円	
ギャンブルに関連した借金経験	借金の経験あり:141 名(89.8%)	
イヤンノルに関連した旧並柱駅	借金の経験なし: 16 名(10.2%)	
ギャンブルに関連した借金の額	中央値: 400 万円	
イヤンノルに関連した旧並の領	平均値:654 万円	
	第1位:「自分の貯金」55.7%	
 ギャンブル資金の用意	第2位:「消費者金融やサラ金等」43.2%	
イヤンノル貝並の用息	第3位:「後払い決済(クレカ等)」	
	35.9%	
依存の問題に気づいてから病院や相談	平均 2.9 年(34.5 か月)	
機関を利用するまでの期間	十元 2.3 牛(34.3 ガガ)	
	第1位:「家族にすすめられた」51.2%	
	第2位:「自分から HP などで探した」	
相談機関につながったきっかけ	32.5%	
	第3位:「医療機関ですすめられた」	
	13.8%	

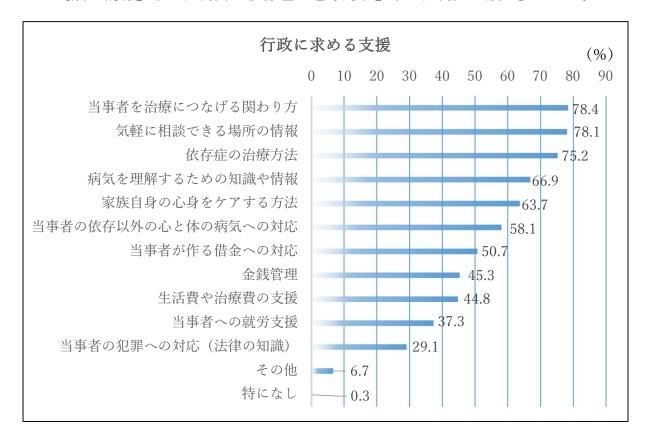
【家族回答から】

項目	集計結果
ギャンブルに関連した借金経験(依存の	借金の経験あり:163 名(74.1%)
	借金の経験なし: 12 名(5.5%)
問題がある当事者による借金)	わからない: 45 名(20.5%)
ギャンブルに関連した借金の額(依存の	中央値:500万円
問題がある当事者による借金)	平均値:680万円
	借金立替の経験あり:157 名(72.4%)
金の立て替え経験	借金立替の経験なし: 34 名(15.7%)
	わからない: 26 名(12.0%)
借金の立て替え額	中央値:389万円
旧並の立て日ん飲	平均值:557万円

依存の問題に気づいてから病院や相談機 関を利用するまでの期間	平均 3.5 年(41.5 か月)
	第1位:「自分から HP などで探した」
	51.2%
相談機関につながったきっかけ	第 2 位:「家族にすすめられた」11.2%
	第3位:「医療機関ですすめられた」
	11.2%

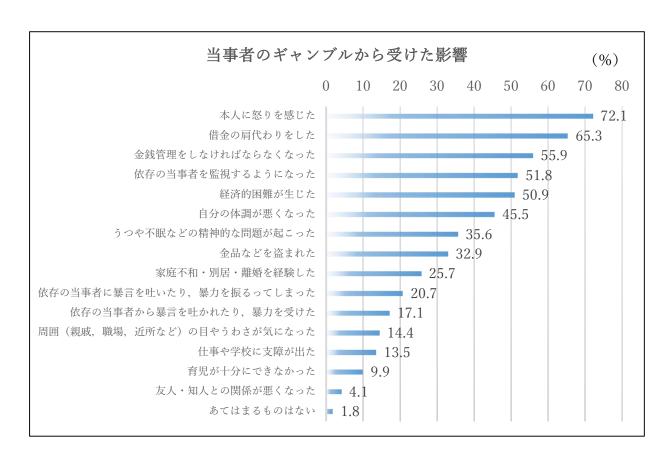
〇 行政に求める支援(家族回答)

「依存問題を抱えるご家族の立場から、具体的にどのような支援策や情報があるとよいですか」、との質問への回答(複数選択)として最も多かったのは、「当事者を治療につなげる関わり方」(78.4%)、次いで、「気軽に相談できる場所の情報」(78.1%)、「依存症の治療方法」(75.2%)の順で多かった。



○ 当事者のギャンブルから受けた影響(家族回答)

「あなたは、当事者のギャンブル問題から、影響を受けたことがありますか」 との質問への回答(複数選択)として最も多かったのは、「本人に怒りを感じた」 (72.1%)、次いで「借金の肩代わりをした」(65.3%)、「金銭管理をしなけれ ばならなくなった」(55.9%)の順で多かった。



3 都内のギャンブル等に関する状況

- (1)都内にある公営競技場の状況
 - 都内には以下のとおり、それぞれ 2 か所の競馬場と競輪場が、また 3 か所のボートレース場があります。

ア 都内にある公営競技場

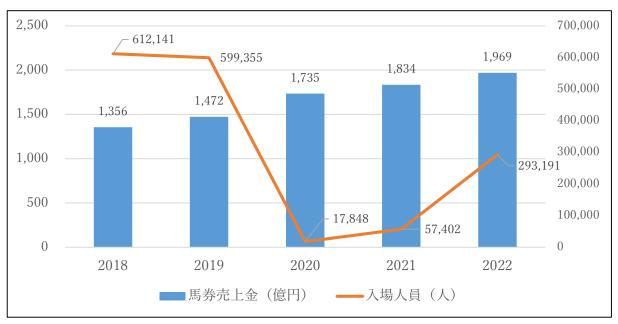
区分	競技場名	競技施行者
競馬	大井競馬場	特別区競馬組合
जिस्स्य स्था	東京競馬場	JRA日本中央競馬会
競輪	京王閣競輪場	東京都十一市競輪事業組合
	立川競輪場	立川市
	ボートレース江戸川	東京都六市競艇事業組合
		東京都三市収益事業組合
トモーターボート 競走	ボートレース平和島	府中市
况处	ボートレース多摩川	青梅市
		東京都四市競艇事業組合

イ 入場人員・車馬券等売上げの推移

【競馬(特別区競馬組合)】

○入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。 売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した馬券の購

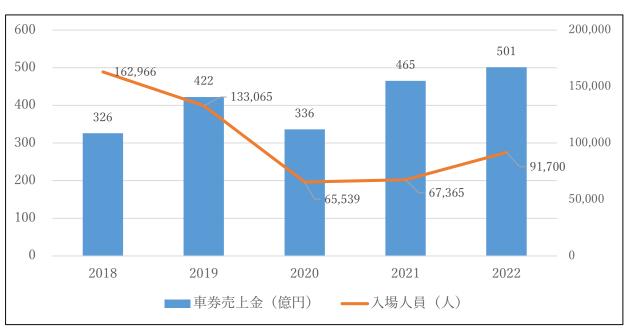
入が普及していることが考えられます。



(「地方財政状況調査」より)

【競輪】

○ 入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。 売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した車券の 購入が普及していることが考えられます。

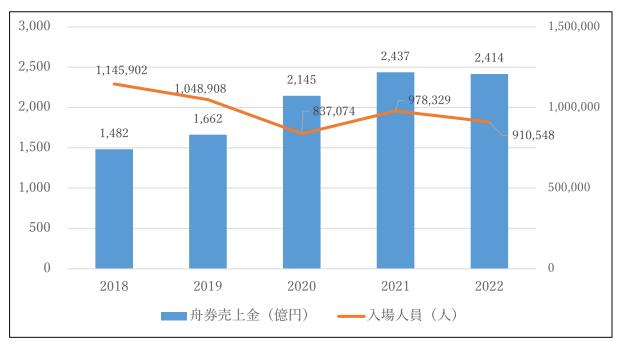


※車馬券等売上金・入場人員は都内2競技施行者合計

(「地方財政状況調査」より)

【モーターボート競走】

○ 入場人員はコロナ期に減少しましたが、売上金は増加傾向にあります。 売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した舟券の購入が普及していることが考えられます。

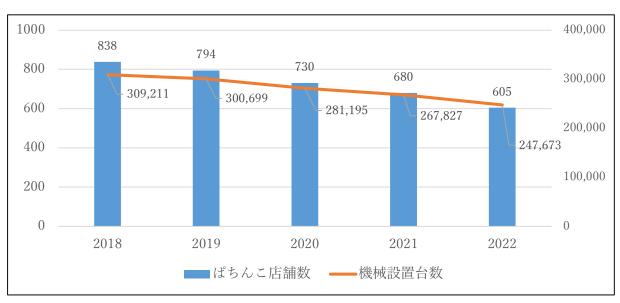


※舟券売上金・入場人員は都内5競技施行者合計

(「地方財政状況調査」より)

(2) 都内にある遊技場(ぱちんこ) 店舗数等の状況

○ 都内における遊技場の店舗数、遊技台数ともに減少傾向にあります。



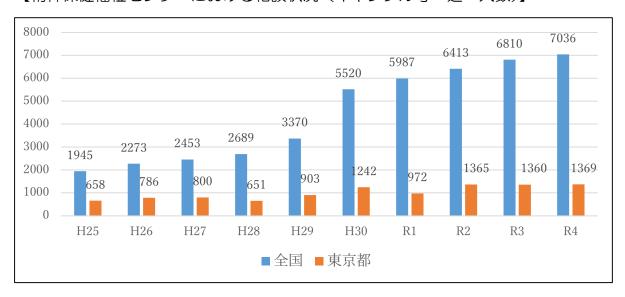
(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより)

4 都内のギャンブル等依存症に関する状況

- (1) 相談等の状況
 - ア 精神保健福祉センターにおける相談状況
 - 都内3か所の精神保健福祉センターにおけるギャンブル等に関する相談実績は、年度により増減はありますが、おおむね増加傾向にあります。

なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【精神保健福祉センターにおける相談状況(ギャンブル等・延べ人数)】



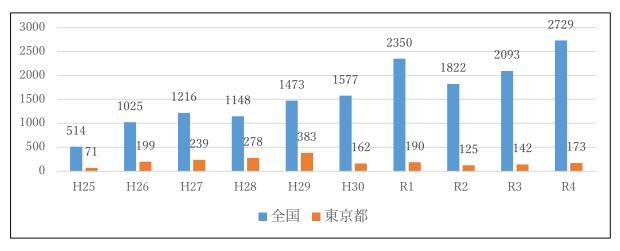
(「衛生行政報告例」から抜粋)

イ 保健所における相談状況

○ 都内の保健所における精神保健福祉相談の被指導実人員は増加傾向にあります。

なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【保健所が実施した精神保健福祉相談の被指導実人員の状況】

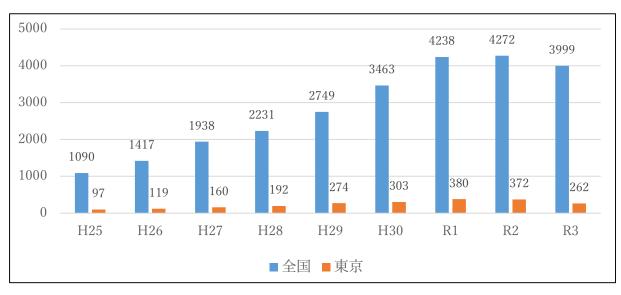


(地域保健・健康増進事業報告より)

ウ ギャンブル等依存症の総患者数の推移

ジャンブル等依存症の総患者数は、増加傾向にあります。なお、全国でも、同様の傾向にあります。

【ギャンブル等依存症総患者数】



(精神保健福祉資料(NDB)より)

(2) 支援に関わる関係機関等

- ア 依存症を含む精神保健福祉に関する相談機関
 - 都内3か所にある精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う、都が設置する相談機関です。また、精神保健福祉に関する技術的中核機関として、保健所や区市町村などの関係機関に対し、技術援助や人材育成なども実施します。
 - 都では、平成31年4月より、精神保健福祉センターを都における依存症 相談拠点と定め、主に以下の取組を行っています。

【依存症相談拠点の主な取組】

- 専門の相談員による本人や家族等を対象とした相談
- ・ 地域の関係機関の職員等を対象とした研修
- ホームページやリーフレット、フォーラム等を通じたギャンブル等依存症に関する情報発信
- ・依存症者本人を対象とした認知行動療法に基づいた回復支援プログラム
- 依存症者の家族を対象とした家族講座
- ・ 地域の関係機関等による連携会議 など
- 保健所は、地域住民の健康の保持増進の支援等を行う行政機関であり、精

神保健福祉に関する相談も行っています。

都内では、都、特別区及び保健所政令市(八王子市、町田市)が設置しています。

○ 市町村は、保健所の協力と連携の下で、その地域の実情に応じて保健所に 準じて相談支援・地域生活支援等を行います。

イ 民間団体

○ ギャンブル等をしない生活を続けることや、ギャンブル等依存症の方やその家族等が回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、自助グループや相談支援等を行う民間団体(以下「民間団体」という。)とつながることも重要です。

(民間団体の概要)

【自助グループ(本人・家族等)】

同じ問題を抱える本人や、その家族などが自主的にミーティング等を行い、体験談や情報、知識等を分かち合うことで、問題への気付き、希望や問題解決のヒントを得られます。また、12ステップの回復プログラムに基づくミーティングを行い、回復を目指すグループもあります。

【回復支援施設】

ギャンブル等に依存しない生活を送るため、回復プログラムの提供や自助グループへ通う習慣付け、社会復帰に向けた生活訓練などを行います。

【相談支援等を行う民間団体】

ギャンブル等依存症の方やその家族等の相談を受け、必要な情報や支援 を提供するほか、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発、支援者 同士の連携作りなどを行います。

○ 都内では、当事者や家族の自助グループなどをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会の開催、情報提供、ミーティングの開催など、ギャンブル等依存症の回復に向けた重要な活動を行っています。

ウ 医療機関

- 依存症の背景には発達障害など他の精神疾患が存在することがあります。 また、依存症が原因になり本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を 生じた結果、うつ病などの他の精神疾患に罹患することもあります。
- 医療機関では、依存症そのものの診断や治療を行うほか、依存症の背景にある発達障害や依存症を原因としたうつ病などの他の精神疾患に対する治

療を行います。

○ また、依存症に関する医療提供体制を充実させるため、都では依存症専門 医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行っています。依存症専門医療機 関及び依存症治療拠点機関の概要は以下のとおりです。

(依存症専門医療機関等の概要)

【専門医療機関】

依存症の方が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行う 医療機関です。

【治療拠点機関】

専門医療機関であることに加え、依存症に関する情報発信や医療機関を対象とした研修等を実施する地域の拠点です。

エ その他の関係機関

○ ギャンブル等依存症を主訴として相談機関や医療機関などに支援を求める方の背景には、多重債務や貧困、虐待、犯罪、自殺等の様々な問題が密接に関連することがあります。

また、多重債務、貧困、虐待、自殺などの問題を主訴として、それぞれの機関に支援を求める方の背景にギャンブル等依存症の問題がある場合もあります。

○ このため、多重債務、貧困、虐待、自殺などの分野(以下「ギャンブル等依存症関連分野」という。)の関係機関においては、各分野の相談支援等を行うとともに、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、相談内容も踏まえながら、必要な支援につなぎます。

第3章 第1期推進計画における事業の実施状況

1 計画の進行管理

推進計画を実行性のあるものにするためには、関連する事業も含め、事業の実施 状況等を確認し、必要に応じて事業の見直しを行うなど進行管理を行うことが必要 です。

本章では、第1期計画期間(令和4年度から令和6年度まで)における各事業の実施状況について記載し、今後の取組については「第5章 具体的な取組」で詳述します。

2 各事業の実施状況(概要)について

(1) 予防教育•普及啓発

【予防教育】

- ・高等学校において、学習指導要領に基づき、精神疾患に関する内容において、キャンブル等への過剰な参加が及ぼす健康への影響に関する授業を実施(教育庁)
- •私立学校に対しても、依存症に係る研修等の情報を周知(生活文化スポーツ局)

【依存症対策の推進(普及啓発・情報提供等)】

- ・東京都依存症対策普及啓発フォーラムを年 1 回開催するほか、家族講座等のグループワークを実施する等、依存症に関する正しい知識の普及啓発(福祉局)
- ・『「依存症」についてもっと知ろう 依存症は回復できる病気です』をはじめとする各種リーフレットを活用し、ホームページ等で情報発信を実施 など(福祉局)

(2)相談・治療・回復支援

【依存症に関する相談支援等】

・平成31年4月より、都立(総合)精神保健福祉センターを依存症相談拠点と 定め、ホームページ等を通じて広く周知を図るとともに、専門の相談員による相 談(依存症専門相談支援)の実施等、依存症対策に関する取組を実施(福祉局)

アルコール関連相談件数(令和5年度、ギャンブル等依存症を含む。): 2,911 件

・保健所においても、当事者・家族等への相談支援・生活支援等実施(各保健所)

【依存症対策の推進(治療・回復支援等)】

・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、回復支援の専門プログラムを実施。医療機関や民間団体等の関係機関の情報を提供し、当事者を支援。(福祉局)

回復プログラム実施状況(令和5年度): 182回(※ギャンブル等以外も含む。)

【依存症対策の推進(専門医療機関等の選定等)】

• 東京都依存症専門医療機関を選定(福祉局)

ギャンブル等:昭和大学附属烏山病院、よしの病院

東京都依存症治療拠点機関を選定(福祉局) ギャンブル等:昭和大学附属烏山病院

【消費生活相談への的確な対応の確保(消費生活センターの設置)】

- ・専門の消費生活相談員が、都民の消費生活に係る相談(多重債務に関する相談 を含む。)を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行 う。(生活文化スポーツ局)
- ・多重債務に関する相談に対応するため、法律専門家や生活再建窓口等に相談者をつなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施(生活文化スポーツ局)

東京都消費生活総合センターで受け付けた相談(令和5年度)のうち、

- ・多重債務に関する相談件数 482件
- ・東京モデル活用件数 82件

【消費生活相談への的確な対応の確保(多重債務特別相談の実施)】

- ・東京都、都内区市町の消費生活センター及び法律専門相談窓口等と連携して、 年2回(9月・3月)、各2日間の特別相談「多重債務110番」を実施し、債 務整理等についての助言を行う。(生活文化スポーツ局)
- ・特別相談の実施に際しては、精神保健福祉士を配置し、心の病気やギャンブル依存症等に起因するトラブルを抱える相談者には、必要に応じてカウンセリングを行う。(生活文化スポーツ局)

多重債務 110番 年 2回(各 2日) 実施(令和5年度)

(3) 依存症対策の基盤整備

【人材育成】

- ・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、区市町村や民間団体等における相談支援に従事する者を対象とした研修を実施(福祉局)
- ・令和3年度からは依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」として、依存症に関する基本的な概要や支援に関する知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」と、相談支援経験のある関係機関職員のスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」も実施(福祉局)

(令和5年度における主な開催状況)

- 中部総合精神保健福祉センター8月、10月開催 依存症相談対応研修(参加者:計60名)
- 多摩総合精神保健福祉センター11月開催 地域生活支援研修(参加者:241名)
- 精神保健福祉センター12月開催 地域生活支援研修(参加者:270名)※アルコール依存症等も含む。
- 依存症治療拠点機関において、医療従事者向け研修を実施(昭和大学附属烏山病院)

【連携会議】

・都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催(福祉局)

(令和5年度における主な開催状況)

- 中部総合精神保健福祉センター 令和5年7月20日開催
- ・ 多摩総合精神保健福祉センター 令和5年11月29日開催
- ・都立精神保健福祉センター 令和5年10月31日開催
- ・依存症治療拠点機関において、医療機関向け連携会議を開催(昭和大学附属島 山病院)

(4) 関係事業者の取組

【広告・宣伝・普及啓発等の取組】

- 広告・宣伝指針に沿った形で、注意喚起の実施
- ギャンブル等依存症問題啓発週間にあわせた広報、啓発活動 など (競馬・競輪・モーターボート・ぱちんこ)

【アクセス制限等の取組】

(公営競技)

- ・20 歳未満の者による購入防止
- 本人申告、家族申告による入場制限
- インターネット投票へのアクセス制限
- ATM 等の撤去

(競馬・競輪・モーターボート)

(ぱちんこ)

- 18歳未満立入防止事業
- 自己申告・家族申告プログラムの導入促進事業

(お客様が自らの意思で、遊技金額の上限や遊技回数、入店制限等を申告する事ができ、又、本人同意がない家族からの申告についても、ホールで入店制限をかける事ができる制度)

【相談・治療につなげる取組】

・相談窓口の設置とその周知

(令和5年度における主な実施状況)

- ・公営競技カウンセリングセンター(競馬、競輪、モーターボート)
- お客様事業課安全対策係等(競馬)
- ギャンブル依存症お問い合わせ窓口(競輪)
- (一財) ギャンブル依存症予防回復支援センター(モーターボート)
- 認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク(ぱちんこ)など

【依存症対策の体制整備の取組】

・ 職員向け研修の実施

(令和5年度における主な実施状況)

- ・職員の知識や対応力向上のため、e ラーニングも活用した研修を実施(競馬)
- WEB による研修会を実施(競輪)
- ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、研修を実施(モーターボート)
- ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーを配置し、従業員等の育成(ぱちんこ)
- ・関係事業者に対する、ぱちんこへののめり込み・依存症対策(射幸心をそそるような広告宣伝の禁止等)の強化に向けた取組等を実施(ぱちんこ業界に対する行政講話、都内風俗営業管理者(ぱちんこ店)に対する管理者講習ほか)(警視庁)

(5) 多重債務問題等への取組

【消費者向けの総合的な情報提供(消費生活相談カウンセラー制度)】

・精神保健福祉士による消費生活相談カウンセラー制度を設け、カウンセラーによる専門的な助言が必要な場合、東京都及び都内区市町村の相談担当職員や相談者を対象に、面談または電話によるカウンセリングを行う。(生活文化スポーツ局)

カウンセリングコーナー 年50回実施(令和5年度)

・年2回実施する特別相談「多重債務 110番」に際しては、全日とも消費生活相談カウンセラーを配置し、必要に応じて専門的な助言を行う。(生活文化スポーツ局)

【東京都生活再生相談窓口(多重債務者生活再生事業)】

・生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある人たちに対して、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付ける。(福祉局)

(令和5年度における主な取組)

- 多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付 新規相談件数 1,161 人(前年度比+2.7%) 貸付決定件数 15件(前年度比-37.5%)
- 都民対応窓口職員等への研修の実施

生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」(新任職員向け・経験者向け 各2回)の実施を通じて、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解、対応ノウハウの周知を促進

広報活動の実施

ヤミ金融被害防止キャンペーンや多重債務 110 番等を通じた東京都生活再生相談窓口の広報に加え、自殺対策関連のネットワークを活用して相談窓口情報を提供し、他機関と連携した広報活動を実施

【違法に行われるギャンブル等の取締り】

- ・ギャンブル等依存症が犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、違法に行われるギャンブル等の取締りを推進(警視庁)
- オンラインカジノを利用した賭博行為等の違法性を周知する取組も推進(警視庁)

第4章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

- 1 ギャンブル等依存症対策の基本理念等
 - O 基本法及び基本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本理念等は、以下の とおりとされています。
 - ① ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるように支援すること。

② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

③ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

- 2 都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方
 - O 依存症は否認の病気とも言われています。本人が病気と認識することは難しく、 家族もギャンブル等依存症を病気とは気付かずに借金の肩代わりなどをすることで、問題が大きくなります。国の実態調査によると、ギャンブル等依存症が疑われる人は多くいることが伺えますが、治療や支援につながっているのは、そのうちの一部であると考えられます。

また、ギャンブル等依存症は金銭問題をはじめ、日常生活や社会生活に影響を与え、犯罪や二次的な精神疾患を引き起こすこともあります。

O これらの状況を改善させるためには、まずギャンブル等依存症に関する正しい 知識の普及を図るとともに、対象者の段階に応じた適切な対策を講じることが重要です。

また、相談機関や医療機関をはじめ、本人や家族に関わる関係機関が連携するとともに、関係事業者も一体となって、包括的に支援や治療を行うことが重要です。

そのため、次の2つの視点から基本的な考え方を整理します。

- 視点1 ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の 段階に応じた支援と治療
- 視点2 本人や家族に関わる関係機関や民間団体、関係事業者など**多様な主** 体が連携した包括的な支援
- そして、上記2つの視点を踏まえ、基本法及び基本計画における基本理念等の 実現に向けた、本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方は、以 下のとおりとします。
 - (1) 重層的かつ多段階的な取組の推進
 - ギャンブル等依存症対策は、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及 び回復のための措置を適切に講ずる必要があるため、重層的かつ多段階的な 取組を推進していくことが重要です。
 - O 都は、予防教育や広報活動等を通じた知識の普及、関係事業者が行うギャンブル等依存症の予防等に資する広告等の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。
 - (2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
 - ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。
 - O 都は、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な対策を推進していきます。
 - (3) PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進
 - 本計画に定める対策については、進捗状況を把握し、その対策の効果や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不断に行います。
- 対策の実施に当たっては、「東京都アルコール健康障害対策推進計画」や「東京都保健医療計画」「東京都健康推進プラン21」「東京都薬物乱用対策推進計画」等との整合性を図ります。
- 3 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性
 - 上記の基本的な考え方を受けて、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に

対処するため、「①予防教育・普及啓発」「②相談・治療・回復支援」「③依存症対策の基盤整備」「④関係事業者の取組」「⑤多重債務問題等への取組」の5つの取組を推進します。

①予防教育•普及啓発

○ 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症 の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等 依存症であることに気付き、適切な支援につながるようにするため、教育や 普及啓発の取組を推進します。

そして、依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないよう、正しい理解を促進します。

②相談・治療・回復支援

- 進行や再発を予防するためには、早期発見・早期介入が必要であり、依存 症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の 関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の選 定等を行うとともに、依存症治療拠点機関等における取組を着実に進め、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や 重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推 進します。

③依存症対策の基盤整備

○ 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材 の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の 連携体制の構築を推進します。

④関係事業者の取組

○ 公営競技(競馬、競輪、モーターボート競走)、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

5多重債務問題等への取組

○ ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

第5章 具体的な取組

1 予防教育•普及啓発

対策の方向性

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようにするため、教育や普及啓発の取組を推進します。
- 依存症に対する不正確な知識により、偏見等が生じることがないよう、 正しい理解を促進します。

(1) 予防教育

<現状>

- 〇 平成30年3月公示の高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられました。また、平成30年7月公表の同学習指導要領解説においては、ギャンブル等依存症も含めた依存症も精神疾患の一つに含まれることが示されており、保健体育科の中で取り上げています。
- 文部科学省ではギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的とした 高等学校の教師用指導参考資料として、「『ギャンブル等依存症』などを予防す るために」や、高等学校の生徒向け啓発資料として「行動嗜癖を知っています か? ギャンブル等にのめり込まないために」を作成しています。
- 消費者庁では本人・家族向け啓発用資料を作成し、周知を行っています。

<課題>

- 学校教育において生徒の指導に当たる教員等がギャンブル等依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることが必要です。
- 高少年等に対してギャンブル等依存症に関する情報を発信していくことも必要です。

<今後の取組>

- 教職員等を対象とした協議会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育 科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患の内容を、教師用指導参考資 料等を活用しながら、適切に指導するよう、周知していきます。
- 学校教育において、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、生徒自らの生活の振り返りなどを内容とする啓

発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を進めていきます。

- <u>若年者への啓発の観点から、関係機関等と連携して、予防教育の取組を進め</u> ていきます。
- 精神保健福祉センターにおいて、民間団体と連携し、区市町村等の関係機関においてギャンブル等依存症に関わる職員を対象に、正しい理解を促進するための予防教育や情報発信を検討・実施していきます。

(2) 普及啓発

<現状>

- 都民が依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることで、本人や その家族がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援に結び付くこ とが重要です。
- 精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症の回復に必要なことや、家族へのアドバイス等を記載したリーフレットを配布したり、都民向けフォーラムを開催したりするなど、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行っています。
- 本人や家族は、ホームページを自ら検索するなどして相談機関等につながっているケースが過半数を占めています。また、公営競技等の車馬券購入に当たっても、インターネットを利用しているケースが過半数を占めています。

<課題>

- O 引き続き、多様な機会を利用して普及啓発を行うことが必要です。 そして、依存症に関する不正確な知識によって、偏見等が生じないように社会的な理解を促進することも必要です。
- 国の調査では、本人や家族が相談機関を利用するまでの期間が平均2~3年程度と長くなっています。特定非営利活動法人全国ギャンブル依存症家族の会によると、その間に借金が膨らむなど事態が深刻化するケースが多く、相談に行く勇気がない、身元を知られることが不安などの声も聴かれます。早期に問題に気付かせるような啓発が求められます。
- 本人や家族にとって必要な情報を集約し、適切な支援につなげるための効果 的な情報発信が必要です。特に、インターネットを利用してギャンブル等を行 っているケースが多いことから、情報発信に当たっても、インターネットを積 極的に活用することが必要です。
- 多重債務などの関連する分野においても、相談支援等を通じて、ギャンブル 等依存症に関する情報発信を行っていくことが重要です。

<今後の取組>

- 〇 ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日まで)においては、 国等とも連携しながら、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるため の周知を行います。周知に当たっては、動画やインターネット広告を活用する など、インターネットを利用して若者など幅広い層に向けた普及啓発を進める など取組の一層の強化を図ります。
- 精神保健福祉センターでは、様々な機会を通じて、都民向けの依存症対策普及啓発フォーラムやセミナーを開催するなど、都民を対象に、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行います。

さらに、本人や家族を必要な支援につなげるため、精神保健福祉センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、地域の社会資源の情報を収集し提供します。

○ ギャンブル等依存症のポータルサイトを構築し、情報の一元化による効果的な普及啓発を実施し、より多くの方が必要な支援等の情報に簡単にアクセスすることができるよう、情報発信を強化します。また、関係事業者や民間団体の取組の紹介や、ギャンブル等依存症の研修講師の紹介等、効果的な普及啓発や情報発信における連携を促進します。

このほか、一般の方に依存症に関する正しい知識を持ってもらい、偏見等が 生じないように社会的な理解促進も図っていきます。

- 多重債務などの関連する分野において、精神保健福祉センターが作成したリーフレットを活用するなど、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行います。 また、ポータルサイトにおいて、関連する分野の情報も発信します。
- 普及啓発に当たっては、都が作成した動画等を関係事業者が持つインフラで放送するなど、関係事業者と積極的に連携を行い、情報発信を推進します。

また、都が実施するイベント等に民間団体の参加を依頼するなど、より一層の連携強化に取り組んでいきます。

- 〇 普及啓発の実施状況等を踏まえ、動画やインターネット広告等の効果的な 活用方法など、検討・実施していきます。
- 普及啓発、情報発信、民間団体等への支援、相談支援、新たな回復プログラムの開発等をより効果的に実施することができるよう、依存症相談拠点である精神保健福祉センターの機能強化・体制充実を図っていきます。

○ <u>心のサポーターの養成等を通じた、ギャンブル等依存症を含む精神疾患に関</u>する普及啓発を推進します。

2 相談 • 治療 • 回復支援

対策の方向性

- 進行や再発を予防するためには、早期発見・早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関の 選定を行うとともに、依存症治療拠点機関等における取組を着実に進め、 これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- O 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組 や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等 を推進します。

(1)相談支援等

(依存症に関する相談支援)

<現状>

○ 都の依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、本人や家族等を対象 とした精神保健福祉相談や回復支援プログラム、家族講座を実施しています。 また、地域の関係機関の職員等を対象として、対応力の向上等を目的とする 研修を実施しています。

なお、回復プログラムや家族講座、研修等の実施に当たっては、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながることができるようにするため、民間団体と協力して、本人や家族等への助言や民間団体の活動等の発信を行っています。

- 地域の保健所では、精神保健福祉相談の一環として、ギャンブル等依存症も 含めて、本人・家族等の相談を受け付けています。
- 都のホームページでは、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉 センターや保健所等の相談窓口を紹介しています。

<課題>

○ ギャンブル等依存症は本人が病気であるとの認識を持ちにくいなどの理由から、必要な相談や回復支援が受けられていないことがあります。本人だけではなく、家族等もギャンブル等依存症に対する正しい知識を身に付け、相談支

援等につながることが必要です。

- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談 に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。
- 相談支援や研修等の実施に当たっては、本人や家族の経験を通して悩みを共有し、具体的な助言ができる民間団体との連携を行うことも重要です。
- ギャンブル等依存症の背景として、多重債務や精神障害などの複合的な問題を抱えている場合もあり、個々のケースの支援に当たっても適時適切に関係機関と連携し支援に当たることが必要です。
- O また、ギャンブル等依存症で悩みを抱える若者も増加しています。公益社団 法人ギャンブル依存症問題を考える会によると、同会への相談に占めるオンラインギャンブルの割合は急増しており、20 歳代から 30 歳代の若者が多額の 借金を抱えるケースが多く報告されています。
- O <u>さらに、女性でも参加しやすい自助グループや、重複障害に対応した回復支援施設が少ないという現状があり、このような方が継続して相談支援を受ける</u>ことができる環境が必要です。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターや保健所等において、本人や家族等への相談支援を、 引き続き行うとともに、精神保健福祉センターの依存症相談拠点としての機能 強化に向けた検討を進めます。
- 夜間の相談窓口について、これまで「夜間こころの電話相談」を設置してきましたが、SNS を活用した精神保健福祉相談を導入し、選択肢を増やすことにより、若者などこれまで相談に結び付きにくかった層が相談しやすい体制を構築します。
- O 相談支援の際には、民間団体の活動や重要性等も伝えながら、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行います。
- 〇 ギャンブル等依存症の背景にある問題、例えば他の精神疾患の併存などの状況も踏まえ、保健所等からの依頼に基づき、必要に応じて、精神保健福祉センターのアウトリーチ事業や短期宿泊事業につなげるとともに、本人や家族等を多重債務などの相談支援や医療機関などにも適時適切につなげていきます。
- ギャンブル等依存症においては、多重債務問題をはじめ、家族に多大な影響を与えることから、家族講座を実施し、家族の対応力向上や負担軽減を図るとともに、アクセス向上・効果的実施に向けて取組を進めていきます。

- 本人の回復のために、ギャンブル障害回復支援プログラムを実施します。実施に当たっては、アクセス向上や継続的なプログラム利用に向けて取組を進めていきます。
- <u>女性でも参加しやすい自助グループや、重複障害に対応した回復支援施設等</u> の環境整備について、検討します。

(ギャンブル等依存症関連分野の相談支援等)

<現状>

○ ギャンブル等依存症は、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題、仕事の能率低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺、虐待、DV、違法行為をはたらいたことによる刑罰などの深刻な問題に至ることがあります。このため、ギャンブル等依存症関連分野においても、本人や家族関係の背景に依存症の問題があることも視野に入れた対応をとることが重要です。

【消費生活・多重債務・生活困窮に関する取組】

○ 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っています。

また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。

さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した 特別相談(多重債務110番)を実施しています。

- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。
- 区市や西多摩福祉事務所等では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等への自立に向けた相談支援等を行っています。

また、東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、生活相談や必要に応じて資金を貸し付け、生活再生の支援を行うなど、 生活困窮の方への支援の取組を進めています。

【自殺対策に関する取組】

○ 相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関につなぐなど、自殺専用の電話相談の設置やSNSを活用した相談などを実施しています。

【その他の相談支援等に関する取組】

○ 東京ウィメンズプラザや女性相談支援センター、児童相談センター等では、 女性や児童に関するDVや虐待等の相談支援を行っています。また、支援対象 者がギャンブル等依存症である場合の対応方法等についても記載された「女性 相談支援センターガイドライン」や「ひとり親家庭支援の手引き」「子ども虐待対応の手引き」「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」も活用しながら、適切な対応を行っています。

- 若者やその家族等を対象とした相談窓口として、若ナビα(アルファ)を設置し、東京都内にある専門の窓口や支援機関等につないだり、情報提供を行っています。
- 東京しごとセンターや職業能力開発センターでは、求職者を対象として、就 業相談や求職活動支援セミナー、職業訓練などを実施しています。
- 東京都発達障害者支援センターでは、発達障害のある本人やその家族等から の相談への対応や、地域の関係機関へつなげるなどの支援を行っています。
- 東京保護観察所では、嗜癖の対象がギャンブルである人など、保護観察対象 者の特性を踏まえて指導・助言や就労等の必要な支援を行っています。

<課題>

- O ギャンブル等依存症の方等を、早期かつ円滑に適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、都民に対してギャンブル等依存症に関する情報発信を効果的に行うことが必要です。
- O また、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関の職員がギャンブル等依存症 に関する知識や対応方法を向上させることも必要です。

<今後の取組>

○ ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、精神保健福祉センターや 関係省庁などが作成したリーフレットや啓発用資料などを窓口へ設置するなど、 ギャンブル等依存症に関する支援を必要としている方へ必要な情報の発信を行 います。

また、ギャンブル等依存症である場合の対応等について盛り込まれたマニュ アルやリーフレット等も活用しながら、支援を行う職員等のギャンブル等依存 症に対する知識や理解、対応力等を向上させていきます。

○ ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、相談の内容を踏まえ、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、本人や家族等を精神保健福祉センター等の依存症に関する相談支援につなげていきます。

(2) 医療提供体制の整備

<現状>

○ 都では、ギャンブル等依存症の方等が必要な医療を受けられるようにするため、治療を行う医療機関を依存症専門医療機関に選定するとともに、依存症治療拠点機関において受診後の患者支援などの取組を進めています。

- 昭和大学附属烏山病院に加え、令和6年12月には、医療法人正心会よしの 病院を新たにギャンブル等依存症専門医療機関に選定しました。
- O また、センターや保健所の相談等により、医療機関を案内するなど、治療が 必要な方を医療につなげています。

<課題>

- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、 ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、専 門医療機関等の整備や都内の医療機関の機能を向上させることが必要です。
- 〇 ギャンブル等依存症の方が必要な医療を自ら選択し、速やかに治療を受けられるようにするためには、専門医療機関をさらに拡充していく必要があります。
- ギャンブル等依存症は、身体的な症状がなく、治療につながりにくいため、 必要な方を確実に医療機関につなげるとともに、退院後も継続的に支援してい く取組が求められます。
- O また、医療機関での診断・治療のほか、センターや医療機関によるデイケア により回復を支援することが必要です。
- ギャンブル依存に至る原因として、発達障害の特性が影響しているケースが 多いことが指摘されており、昭和大学附属烏山病院の調査でも、ADHD 患者 の一定割合がギャンブル依存症疑いであったとの結果が得られています。
- ギャンブル等依存症の方等がギャンブル等をしない生活を続けていくためには、医療機関での治療のほか、自助グループ等の民間団体とつながることも 重要であり、専門医療機関等と民間団体の連携を進めることも必要です。

<今後の取組>

- 依存症専門医療機関の選定を引き続き進めていきます。これらの機関においては、専門性を有した医師が担当する入院医療や認知行動療法など依存症に特化した専門プログラム等による治療を行います。
- 専門医療機関を中心に地域の医療連携を進めるとともに、ギャンブル等依存 症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行う診療所を含む医療機関の 選定を進めます。
- 依存症治療拠点機関に加え、ギャンブル等依存症の専門医療機関において、 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、退院後の生活支援や自助グループ等の 民間団体等による継続支援につなげるなど機能強化を図ることにより、限られ た医療資源を効果的に活用します。
- 依存症デイケアを活用することにより、本人の状況にあった方法で回復でき

るよう体制整備を検討します。

○ 精神保健福祉センターの相談事例において発達障害の特性のある方に関して、 必要に応じて、東京都発達障害者支援センターとの連携を進めるとともに、依 存症専門医療機関と発達障害支援センターとが連携できるような関わりを推進 していくことにより、ギャンブル依存と発達障害が併存する患者への効果的な 治療や支援の方法について検討を進めます。

(3) 民間団体による支援

<現状>

- ギャンブル等をしない生活を続けることや、本人やその家族等が回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、民間団体とつながることも重要です。 都内では、当事者や家族の自助グループをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会、ミーティングの開催、情報提供など、ギャンブル等依存症の回復において重要な活動を行っています。
- 精神保健福祉センターの回復プログラムや家族講座等では、民間団体と協力 して、本人や家族等への助言や民間団体の活動等の発信を行っています。

<課題>

- 国の実態調査や精神保健福祉センターでの相談事例からは、インターネット を利用したギャンブルの増加や、若年層への広がりなどがみられており、民間 団体のノウハウ活用に向けた効果的な連携を推進していく必要があります。
- 民間団体の活動等が十分認知されていない場合もあり、本人や家族等の意向 も踏まえて民間団体につながることができるよう、民間団体の重要性等を発信 することが必要です。

<今後の取組>

○ 依存症に係るポータルサイトの構築や精神保健福祉センターの家族講座などの取組を通じて、民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながることができるよう必要な支援を行います。

また、情報発信に当たっては、民間団体の啓発用資料等の活用も検討していきます。

○ 啓発週間等の機会をとらえて若年層をターゲットにした出張相談会の実施 や、医療機関受診後の回復支援など、民間団体と連携し、民間団体のノウハウ やネットワークを活用した取組を推進します。

3 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

○ 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

(1) 人材の育成

<現状>

- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、依存症の相談支援に従事する職員や、ギャンブル等依存症の方等に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行っています。
- 依存症治療拠点機関では、医療従事者向け研修などを行っています。研修実施に当たっては、民間団体等に講師を依頼するなど、連携を図っています。

<課題>

- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談 に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。
- O 早期かつ円滑に、本人や家族等を適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、職員の知識や対応力向上を図ることが必要です。
- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、 ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、医 療従事者の人材育成を進めることが必要です。

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修や、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行い、相談対応力向上等を図ります。
- 関係機関の協力を得て、都内の精神科医を対象とする研修を実施し、ギャンブル等依存症に関する治療を担う医療機関の確保や医師の養成につなげる取組を進めます。
- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。

また、依存症治療拠点機関である昭和大学附属烏山病院において、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成するほか、病院見学会を実施し、医療従事者や関係機関の理解を促進する取組を進めるなど、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備していきます。

- 企業等において、ギャンブル等依存症への正しい理解が進むよう、必要な取組について検討・実施していきます。
- これらの研修等の実施に当たっては、関係機関や民間団体から講師を招くな ど、その活動等の啓発を図るとともに、相互連携の取組を進めていきます。

(2)包括的な連携体制の構築

<現状>

- 精神保健福祉センター及び地域の関係機関においては、相談内容に応じて、 他の関係機関との連携を図りながら、支援を行っています。
- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターは都内に3か所あり、地域の関係機関との連携を進めるため、各地域において区市町村、医療機関、民間団体、司法関係者等をメンバーとする連携会議を開催しています。
- 依存症治療拠点機関においては、医療機関向け連携会議を開催し、医療従事者間での症例検討会、意見交換、情報共有などを行っています。

<課題>

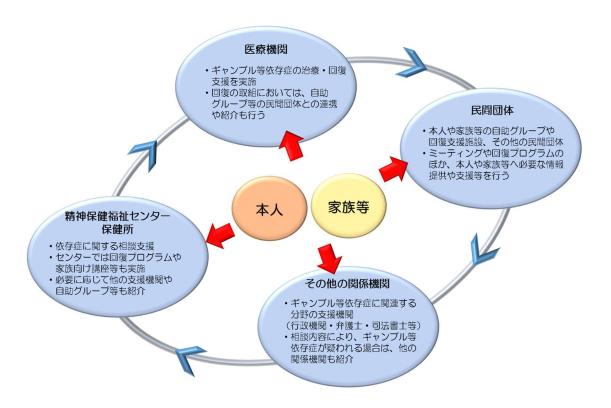
- ギャンブル等依存症の方や家族等に対する包括的な支援を実施するためには、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関が密接な連携を図る体制を構築することが必要です。
- また、ギャンブル等依存症の背景に、アルコールや薬物の依存症が潜んでいる場合、内科等の一般診療科の受診により顕在化することもあります。適切に治療につなげるためには、日頃から一般診療科との医療連携体制を構築する取組を進めることが重要です。

- 医療や福祉、司法、民間団体、関係事業者、警察、行政等、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関の顔の見える関係性を構築し、都内の連携体制を強化していきます。
- 精神保健福祉センターが実施する研修において、関係機関や民間団体から 講師を招き、関係機関等が相互の取組を知ることで、更なる連携につなげて いきます。

- 精神科医療地域連携事業において、東京都医師会と連携し、一般診療科の 医療関係者向け研修の実施や、関係機関と民間団体が連携した事例等を取り まとめ、周知するなど、地域における医療連携の取組を促進していきます。
- 依存症治療拠点機関において、医療機関向け連携会議を開催し、医療従事者間での症例検討会、意見交換、情報共有などを行い、一般診療科を含め、 本人や家族等が医療につながりやすい体制の確保を進めます。

加えて、依存症専門医療機関でも地域の医療機関等との連携会議を開催し、より一層体制強化を進めていきます。

【ギャンブル等依存症に関する支援等の全体イメージ】



- ※ 依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、研修や地域の連携会議等を実施し、関係 機関の対応力の向上や連携体制を強化
- ※ 依存症治療拠点機関等において、医療従事者向け研修や医療機関向け連携会議等を実施し、一般 診療科を含む、医療機関の対応力の向上や連携体制を強化

4 関係事業者の取組

対策の方向性

○ 公営競技(競馬、競輪、モーターボート競走)、ぱちんこの関係事業者に おけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進 します。

(1) 広告・宣伝・普及啓発等の取組

<現状>

- 関係事業者が実施する当該ギャンブル等の広告については、公営競技はメディア側の基準(「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等)に、また、ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、射幸心をあおるものとならないよう実施されています。
- 広告・宣伝内容への配慮のほか、ギャンブル等依存症の理解促進や、相談支援につながるための情報等の普及啓発も必要です。
- O これらのため、関係事業者においては、ポスターやテレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞・雑誌広告等を通じて、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起や普及啓発を行っています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合(大井競馬場)】

- ・地方競馬広告・宣伝指針に沿った形で、ホームページでギャンブル等依存症の相談窓口等を 周知しているほか、啓発ポスターの掲示や場内広報で啓発の放送を実施
- ・20歳未満の者の購入防止等の取組として、場内テレビ等で啓発を実施
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間では、場内テレビ、場内放送の強化等、積極的な啓発活動 を実施

【立川市(たちかわ競輪)】

・ホームページ(「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」)や場内の啓発ポスター、ステッカー、SNS等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施

【青梅市(ボートレース多摩川)】

- ・ホームページや競走場内での放送、啓発ポスター等を通じて、ギャンブル等依存症や20歳未満の者の購入防止に関する注意喚起を実施
- ・記載台や投票機器前に24時間・365日通話料・相談料無料の(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センターのサポートコールの連絡先を表示
- •(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、リーフレット及び啓発用マンガによる 啓発活動も実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・各店舗に「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を設置し、自己診断チェック表や電話相談窓口、自己申告・家族申告プログラム、精神保健福祉センター等の支援機関を紹介
- ・依存症問題の相談機関である認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク(以下「RSN」という。)について、店舗内のポスターやリーフレット等を通じて周知

<課題>

- 〇 関係事業者の自主的な指針等も踏まえ、広告・宣伝の取組を行うことが必要です。
- ギャンブル等依存症の予防等に向けて、多くの人へ必要な情報が届くように、 注意喚起や普及啓発等を行っていくことが必要です。

<今後の取組>

- O 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものとならないように、自主的な指針等の策定を検討するなどの取組を進めていきます。 また、より多くの人がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係機関と連携し普及啓発を進めていきます。
- O 都は、関係事業者と情報共有を行い、普及啓発等において連携を強化していきます。

(2) アクセス制限等の取組

<現状>

- 公営競技については、20歳未満の者の投票券の購入、ぱちんこについては 18歳未満の者の立入りが禁止されており、防止に向けた取組を行っています。
- 関係事業者において、本人や家族の申告による入場・入店制限や上限金額の 設定等の取組を行っています。
- ギャンブル等に過度にのめり込まないよう、公営競技場やぱちんこ営業所等 において、ATM等の撤去等の取組が進められています。
- ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」が平成30年に改正されたことを踏まえ、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された遊技機への入れ替えの取組を行っています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合(大井競馬場)】

- ・本人申告及び家族申告による大井競馬場・場外発売場への入場制限、インターネット投票の 利用停止を実施
- •20 歳未満の者への購入防止の取組として、場内テレビ、場内放送及び警備員による声掛け、 年齢確認の徹底

なお、令和6年6月より AI 顔認証システムを一部導入

インターネット投票サイト(SPAT4)において、購入金額の上限設定を実施

【立川市(たちかわ競輪)】

- ・本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施
- ・インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額の設定を実施

【青梅市(ボートレース多摩川)】

- ・本人申告及び家族申告による競走場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施
- 本人からの申請に基づくインターネット即時投票の入金上限額の設定を実施
- ・20歳未満の者への購入防止の取組として、場内放送やモニター、巡回警備による注意喚起 を実施

【東京都遊技業協同組合】

- 自己申告・家族申告プログラム(上限金額・遊技回数・入店制限等)を実施
- ・ポスターや年齢確認シート等の店内への掲示や、従業員の巡回等を行い、18歳未満の者の立入りを防止

<課題>

- 年齢制限の対象となる者への投票券の購入や立入り防止の取組のほか、本人申告及び家族申告による入場・入店制限や上限額設定等の取組については、制度の導入や利用状況等も踏まえ、制度を必要としている方がより適切に利用できるようにするとともに、実効性を高めていくことが必要です。
- <u>引き続き関係事業者が実施するアクセス制限等について周知を徹底し、利用が促進されるよう、認知度を高めていくことが必要です。また、周知に当たっては、精神保健福祉センターや専門医療機関等との連携・協力が必要です。</u>

<今後の取組>

○ ギャンブル等依存症の予防や再発防止のため、年齢制限や本人申告及び家族申告による入場・入店制限等や上限額設定等の取組について、周知を徹底します。

○ 都は、関係事業者と情報共有を行い、アクセス制限等の取組の周知等において連携を強化していきます。また、精神保健福祉センターや専門医療機関の相談において、公営競技やぱちんこ等の関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を紹介する等、関係事業者等との間で連携を図ります。

(3)相談・治療につなげる取組

<現状>

○ 全国公営競技施行者連絡協議会では、専門スタッフ(臨床心理士)がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置やギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につなげるためのセルフチェックツールの作成を行っており、各事業者のホームページや場内のポスター等を通じて周知しています。

また、各事業者において、競技場内等に相談窓口を設置しています。

- モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした「(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センター」を設置しており、24時間無料相談コールセンターでは、必要に応じて医療機関や行政機関、自助グループ等を案内しているほか、希望者に対しては医療機関等に係る初診料等を助成しています。モーターボート競走施行者においては、ホームページや場内ポスター等を通じてこれらの取組を周知しています。
- 全日本遊技事業協同組合連合会の支援により設立された、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるRSNでは、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付けており、組合加盟店舗において、ポスターやリーフレット等を通じて周知しています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合(大井競馬場)】

- •特別区競馬組合では、競馬事務局お客様事業課に相談窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知

【立川市(たちかわ競輪)】

- ・場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや(公財) JKAお客様相談コーナー、場内の相談窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールも周知

【青梅市(ボートレース多摩川)】

- 場内にギャンブル依存症相談お問い合わせ窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センターのお問い合わせ窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知

【東京都遊技業協同組合】

- ・ポスターやステッカーを店内に掲示し、認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口を周知
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークや認定NPO法人ワンデーポートへの 支援など、民間団体との連携を実施

<課題>

- ギャンブル等依存症の方等が早期に病気に気付き、適切な支援につながることができるよう、支援を必要としている人へ相談窓口等の情報を着実に届け、 多くの人を利用につなげていくことが必要です。
- 支援に当たり、行政機関や民間団体等との連携を進めていくことも必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、相談窓口の周知や相談者への対応等を引き続き実施するとともに、行政機関や民間団体が作成する啓発用資料を設置するなど、連携を強化していきます。
- O ギャンブル等依存症の予防等に向けた各事業者の取組について定期的にヒアリングを行い、その結果をポータルサイトに掲載するとともに、事業者に対する助言を行います。

(4) 依存症対策の体制整備の取組

<現状>

- 関係事業者においては、従業員への教育やギャンブル等依存症に関する実施 規程やマニュアル等の整備等により、依存症対策の体制整備を図っています。
- 警視庁では、都内のぱちんこ店全店舗に対する風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)に基づく立入りを実施 し、ぱちんこへののめり込み・依存症につながることになる射幸心をそそるよ うな広告物を営業所内に掲示していないか等の確認をしています。

また、営業者等に対し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に規定している各種取組について聞き取りを実施しているほか、SNS等を利用した射幸心をそそるような広告宣伝に対する行政指導を実施しています。

○ 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合(大井競馬場)】

・ギャンブル等依存症に関する職員の知識や対応力向上のため、e ラーニングも活用した研修を実施

【立川市(たちかわ競輪)】

・依存症に関する知識や理解をより深め、効果的な対策を推進するために、競輪・オートレース合同で施行者を含め、委託業者、業界関係者等を対象に経済産業省車両室を講師に招き、WEBによる研修会を実施

【青梅市 (ボートレース多摩川)】

- ・モーターボート競走関係団体では「ギャンブル等依存症対策実施規程」を定め、ギャンブル等依存症対策統括管理者を設置するとともに、各競走場等に責任者・担当者を設置
- ・全国モーターボート競走施行者協議会を中心に、研修を実施

【東京都遊技業協同組合】

・ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、都内各店舗に「安心パチンコ・パチスロアド バイザー」を配置

<課題>

○ ギャンブル等依存症の発症や進行、再発の各段階に対応するため、関係事業者においては、現在の取組を着実に進めるとともに、依存症対策のより一層の体制整備を図ることが必要です。

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症の予防や再発防止を徹底するとと もに、適切な支援につなぐことができるよう、依存症対策の体制整備を引き続 き進めていきます。
- 風営適正化法に基づく立入りを実施し、ぱちんこ営業所において、ぱちんこ へののめり込み・依存症につながることになる射幸心をそそるような広告物を 営業所内に掲示していないか等の確認をしていきます。
- O 都は、ギャンブル等依存症対策の体制整備に向けて、関係事業者や警視庁 等との連携を一層強化していきます。

5 多重債務問題等への取組

対策の方向性

○ ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連する ことを踏まえ、多重債務問題等に対する取組や違法に行われるギャンブル 等の取締りを推進します。

(1) 多重債務問題等への取組

<現状>

○ 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っています。また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や法テラス、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。

さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した 特別相談(多重債務110番)を実施しています。

- 東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、 生活相談や必要に応じて資金を貸し付け、生活再生の支援を行っています。
- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。
- 〇 貸付自粛制度(※)により、ギャンブル等依存症等の事由により、貸付を制限する制度が運用されています。
 - ※ 貸付自粛制度とは

本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の 生活に支障を生じさせるおそれがあることなどの理由によって、自らを自粛対象者と する旨を全国銀行個人信用情報センター又は日本貸金業協会に対して申告する制度

○ <u>また、ギャンブル等依存症から派生する問題としては、多重債務以外にも、</u> <u>窃盗や横領、暴力のほか、犯罪行為として認知されていないものもあり、問題が多様化しています。</u>

<課題>

- 多重債務問題等に係る支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、適切に関係機関へつなげることが必要です。
- 関係機関による多重債務問題等に係る相談等を通じて、ギャンブル等依存症に関する情報を発信することも必要です。

- 多重債務問題等を抱える方へ相談支援を実施するとともに、ギャンブル等依存症の方等である場合には、関係機関が連携し、適切な支援につなげていきます。
- ジャンブル等依存症対策を通じて、多重債務問題等に関する適切な情報発信を行っていきます。

(2) 違法に行われるギャンブル等の取締り

<現状>

- <u>令和6年度に警察庁が実施した調査によると、日本国内の 15~79 歳の総</u> 人口におけるオンラインカジノの推定利用者は約 196.7 万人、利用率にする と 2.02%、経験者は約 336.9 万人、経験率にすると 3.45%と推計されます。
- 警視庁では、都内のバカラ賭博店、インターネットカジノ店等の違法賭博店 の取締りを実施し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進してい ます。
- ポスターや SNS を活用して、オンラインカジノを利用した賭博行為の違法性を周知するとともに、検挙した賭客等に対してはギャンブル等依存症の相談窓口を教示するなど、再犯防止に努めています。

<課題>

- 賭博関係事犯の検挙実績は毎年一定程度で推移しており、違法に行われるギャンブルに対する取締りを引き続き徹底することが必要です。
- 近年、オンラインカジノが社会問題化しているため、普及啓発や取締りが必要です。
- <u>ギャンブル等依存症の治療プログラムでは、ギャンブルへのアクセスを制限</u> <u>する方法の一つとして、患者にスマートフォンの解約や所有の仕方を検討して</u> <u>もらうことが記載されていますが、今後行われる予定のフィルタリングの普及</u> <u>啓発の内容を踏まえ、治療にも活用されるよう医療従事者への周知が必要です。</u>

- 引き続き、違法賭博店の取締りや注意喚起を行い、違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進します。
- O オンラインカジノによる賭博が違法であることを引き続き周知するととも に、取締りを徹底します。
- 犯罪グループの実態解明や取締りを徹底するとともに、関係機関と連携した 広報啓発を推進します。

- <u>オンラインカジノによる賭博の違法性等について、ポータルサイトに掲載するなど、</u>周知を行います。
- O フィルタリングの活用について検討されるよう、関係機関と連携しつつ、医療従事者への周知を行います。

コラム

ギャンブル依存症と関連性がある多重債務問題に対する東京都の取組

【取組の概要】

東京都では、弁護士会、司法書士会の他、多重債務者支援団体などの関係団体と連携し、多重債務問題対策の推進に必要な事項を協議するために「東京都多重債務問題対策協議会」を設置・運営しています。また、多重債務問題対策における専門的な事項を検討するため、協議会の下に4つの部会を設置し、各部会において様々な取組を実施しています。

【部会の活動状況】

〇 生活再建部会

多重債務、過剰債務で生活が困難な状況にある方に対して、生活相談や家計の診断を行った上で、必要な方に資金の貸付けを行うことで、多重債務の解決と生活の再生を支援する「多重債務者生活再生事業」を行っています。また、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方に対して、自立の促進を図ることを目的として東京都及び各区市が実施主体となり、「生活困窮者自立支援制度」による個々の状況に応じた支援を行っています。

〇 情報連絡部会

各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で、多重債務問題に気づき、早期の支援につなげることを目的として、新任職員向け、経験者向けにそれぞれ多重債務問題に関する研修を実施しています。

〇 相談部会

多重債務問題を抱える相談者を専門相談窓口に確実につなげ、きめ細かくフォローアップする仕組みとして「東京モデル」を構築し、関係機関と連携して多重債務相談を行っています。

また、毎年3月と9月に、区市町村や弁護士会、司法書士会などの法的支援に関する専門機関と共同で、無料の特別相談「多重債務 110 番」を実施しています。専門家である弁護士、司法書士等が債務整理のアドバイスを行う他、心の病気やギャンブル依存症等のトラブルを抱える場合には、精神保健福祉士がカウンセリングを行っています。

〇 貸金業部会

都内貸金業者の業務の適正化に関することや、ヤミ金融被害防止に関することなどに関して協議を行うとともに、資金需要者等への啓発宣伝活動に取り組んでいます。

取組の一つとして、埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で年 2 回、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施しています。強化月間の際には、公共交通機関等での動画の放映や、WEB 広告等を行うと同時に、イベントにも出展し、専門機関と連携したセミナーや無料の法律・家計相談、啓発物を配布するなどにより啓発を行っています。

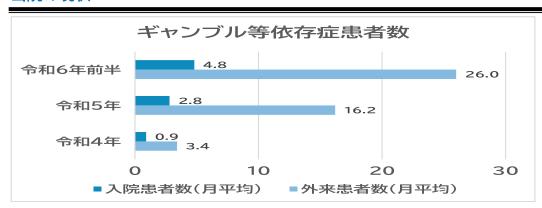
病院紹介

- * 昭和大学附属烏山病院(以下、当院)は、1926 年森崎半治先生により創設された、大学附属の精神科専門病院です。
- * 1951 年に昭和大学に移管されて以降、精神科患者の社会復帰活動に積極的に取り組み、昭和から平成にかけて、アルコール諸問題、高齢者の精神医療、精神科救急病床の開設・拡充(2 病棟、94 床)、ストレスケアを中心とする特別病床を開設してきました。
- * 平成から令和にかけて、それまでのアルコールのみならず、薬物、ギャンブル、インターネットやゲーム等を対象としたアディクション(依存症)専門外来を開設しました。
- * 当院は、「依存症専門医療機関(薬物依存症・ギャンブル等依存症)」ならびに「依存症治療拠点機関(ギャンブル等依存症)」として東京都から選定されています。

依存症治療拠点機関の役割

- * 専門医療機関の連携拠点機関として、活動実績を取りまとめ、報告する
- * 依存症に関する取り組みを発信する
- * 医療機関を対象とした、依存症に関する研修を実施する
- * 当該研修を修了した医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士または臨床心理技術者等多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されている

当院の現状



当院の取り組み

* 自助グループへの積極的な参加を推進

具体的には、当事者から GA(ギャンブラーズ・アノニマス)について説明して、参加を促している

* 民間団体との連携

具体的には、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会、特定非営利活動法人 ASK、NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会、一般社団法人カハナ、一般社団法人 東京グレイス・ロード、渋谷ダルクと双方向に連携している



* ギャンブル依存症マニュアルの作成

入院から、オンラインミーティングへの参加、自助グループへの参加(病棟の門限は23 時 59 分)、スマートフォンの携帯、スリップ時の対処方法、家族の対応方法(院内含めた家族会の案内)、退院に至るまでの内容を当事者と共に作成したもので、スタッフ間での統一した対応に役立っている

*支援者研修の実施

医療従事者を対象とした、対面および WEB システムを用いた講義ならびに模擬ケースのグループワーク、またアルコール・薬物依存関連学会にあわせて、3 月 7 日(金)18 時より当院見学会を実施した。見学会では、病院関係者(医師・看護師・PSW)、回復施設関係者、東京都のギャンブル障害会議関係者等 58 名の参加があり、当院の依存症治療・依存症患者とのかかわり方について紹介した。また、医療現場(病棟・作業療法室・リハビリテーションセンター)を見学頂き、当院の依存症の治療アプローチについて説明を行った。

特別区競馬組合の取組

特別区競馬組合は、東京都品川区にある大井競馬場で競馬を開催する主催者です。 競馬に関する事務を共同処理するための一部事務組合として設立されましたので、 競馬組合の構成団体は特別区23区になります。競馬開催を通じて得た収益は23区 に分配され、23区区民の福祉向上に役立てられています。

大井競馬(東京シティ競馬)は現在、年間約100日開催が行われており、そのうち75日はトゥインクルレースと呼ばれるナイター競馬を行っており、照明で照らされたダートコースで白熱したレースを行っています。年末に行われるダート競馬の総決算「東京大賞典」をはじめ、全国の3歳馬が集結する国内ダート三冠競走の実施など、ダート競馬の中心的な役割を果たしております。

また、競馬場には家族連れや女性同士での来場される姿を見かけることが多く、他の地方競馬に比べ若いお客様にご利用いただいております。

今後も大井競馬では、ギャンブル等依存症対策への取組みを引き続き行ってまいります。

ホームページ、駅貼りポスター及びTVCM等においては、ギャンブル等依存症の注意喚起の標語を掲載。(地方競馬における広告・宣伝指針を遵守) また、ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日~20日)においては、啓発ポスターの掲示(デジタルサイネージ含む)、場内テレビ及び場内放送の強化をおこなう等、積極的な啓発活動を実施してまいります。

また、ギャンブルへののめりこみを防止するため、競馬場、場外発売所への入場制限(本人申告、家族申告)及びインターネット投票へのアクセス制限(SPAT4)の実施を行うほか、相談窓口の設置、ホームページにおける公営競技カウンセリングセンターの周知やギャンブル等依存症の早期発見、早期予防につなげるセルフチェッカーの活用など、競馬場だけではない取組みも引き続き実施してまいります。

さらに、20歳未満の者による購入防止のため、場内テレビ及び場内放送、警備員 による声掛け、AI機能を活用した年齢確認の徹底を継続しておこなってまいります。

東京都遊技業協同組合の取組み

1 組合概要

当組合は、1967年に設立された都内のパチンコ・パチスロ店舗の協同組合で、2024年末現在、島しょ部を除く全508店舗のうち506店舗が加盟しています。

1995年の1638店舗をピークに減少傾向が続いておりましたが、コロナ禍において、全国的に1度もクラスターが起きてないにも関わらず、三密の代表業種のような報道等の風評被害は甚大で、この間に300近い店舗が廃業に追い込まれてしまった状況です。

2 当組合の取組み

2002 年からスタートした早稲田大学サービスマネジメント講座「中毒の心理」において、加藤諦三教授から「依存症は、個々のストレスなどが要因であり、依存する対象が悪い訳ではない」という講義要旨に感銘を受け、対策の活動を開始。翌03 年に「パチンコ・パチスロ依存症対策」に関して、加藤教授に研究委託した結果、「予防と啓蒙」が提言され、「依存症を予防するためのホームページ」を開設。さらに、遊技場の現場で働く従業員向けに「依存症に関する基礎知識研修会」を開催するなどしてきました。

その後、O6年に、現「認定 NPO 法人リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)」が開設され、電話相談の受付が開始されます。O9年、日本で最初のギャンブル依存問題回復支援施設である現「認定 NPO 法人ワンデーポート」を視察し、同施設の掲げる「個別の背景に着目し、個別の課題に即した支援を提供する」という理念に共感し、寄付活動を開始したほか、19年度からは、同施設への入寮を希望する方に、面接のうえ、初期費用となる15万円を助成する活動を開始し、社会復帰を支援しています。

3 各組合員店舗での取組み

- ① 14年から、全店舗が織込みチラシや駅貼り広告等を実施する際、依存問題啓発のための共通標語の掲載を開始。その後、RSNの告知を追加しています。また店内においても、RSNの告知はもちろん、全国の精神保健福祉センター、依存症対策センターを紹介するリーフレットを設置しています。
- ②15年に自己申告プログラム、20年からは家族申告プログラムの運用を開始し、24年11月末現在の対応状況は84,7%となっています。
- ③ 17年に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度を開始。遊技業の対面商売という特性を活かし、日常接するお客様に対して、スタッフが遊び方のアドバイスや、依存症の不安を感じている方に対して、RSN や保健所、精神保健福祉センターなどの紹介を行っており、24年末現在、都内に4131名のアドバイザーがおります。

4 今後の目指すべき取組み

依存問題は、単にギャンブル等と切り離せば解決するものではありませんので、 ギャンブル等かどうかに関わらず、様々な依存症状に苦しんでおられる方々の、個別の背景を要因とした心的苦悩を少しでも和らげ、社会復帰できる環境を整えるな どの、エビデンスに基づいた本当の意味での支援ができる状況を目指していきます。 一方で、安全に、お客様が娯楽として楽しめる魅力ある遊技環境を提供し続けて いくこともまた、エンターテインメント産業としての社会的使命だと強く感じてい ます。

全国ギャンブル依存症家族の会の活動について

田所 幸子

NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会は、特に昭和大学烏山病院との連携を深め、ギャンブル依存症の家族支援を行っています。

ギャンブル依存症者を救出し回復させるには、何よりも家族が正しい知識を持つことが必要です。では家族の正しい知識とはどんなことでしょうか。私たちが長年の知見から考える、最も重要な知識を筒条書きにしてみます。

- 1) 家族はギャンブル依存症者の借金の肩代わりをしない
- 2) ギャンブル依存症の病気の概念を学ぶ
- 3) 家族は自分の共依存状態に向き合い、家族会や自助グループに参加する

実はこの三つを学び実践するだけで、ギャンブル依存症当事者を回復につなげるチャンスは格段に増します。当事者は、借金の支払いができなくなれば、次の借金ができずギャンブルの軍資金を失います。そして生活費が成り立たなくなります。

こうなった時に、家族が冷静に「ギャンブル依存症の支援団体に繋がりなさい」と、 当事者に伝えれば、当事者はそうするしかなくなります。

ところが家族が慌てて借金を肩代わりしてしまうと、またギャンブルを続けられる状態が整ってしまいます。

しかし現在は、ギャンブル依存症の家族対応に関する正しい知識が知れ渡っていません。そのため当事者と家族が、ギャンブル問題で何度も借金の肩代わりを繰り返し、ギャンブル依存症をどんどん悪化させています。そのうち家族も「共依存」という病んだ状態に陥ってしまい、借金の肩代わりをやめられなくなってしまいます。

そこで家族会は、借金に関する法的知識、ギャンブル依存症の病気の概念などを、 家族に伝え、家族に対応を変えるよう励ましていきます。すると家族の側も、だんだ んと勇気を取り戻し、肩代わりをやめることができるようになります。

「借金がどうなっていくのかが怖い」という恐怖を乗り越えた家族は、当事者を介入するチャンスができます。そこで、昭和大学烏山病院やギャンブル依存症問題を考える会の当事者支援部と連携し、当事者を回復の道へ繋げています。

家族会の活動は、非常に重要だと自負しています。しかし財源が乏しくまだまだ啓発が足りていません。私たちの存在は殆ど知られていません。家族会が都民全体に認知されるよう、東京都の行政の力もお借りできたらと願っております。

ギャンブル依存症問題を考える会の活動

公社 ギャンブル依存症問題を考える会 代表 田中 紀子

◆ギャンブル依存症問題をめぐる現状

2024 年は米国大リーグの通訳者による銀行詐欺事件、2025 年はお笑い芸人のオンラインカジノ利用事件と、ギャンブル問題に関係する大きな事件が続きました。これらの社会背景でもお判りいただける通り、現代では、オンラインギャンブルの広がりにより、スマホ 1 台で 24 時間 365 日ギャンブルができるという時代になり、ただでさえ回復が困難なギャンブル依存症がますますやめにくい状況となりました。

そして、オンラインギャンブルは病気の側面だけでなく、犯罪がらみのものも多くなりギャンブル依存症者を持つご家族 681 名に聞いたアンケート調査では、実に230人中、33.8%もの方がなんらかの犯罪に手を染めていると回答されました。

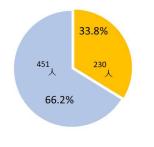
現代のギャンブル依存症問題は、医療や自助グループに繋がるだけで問題が解決するほど単純なものではなくなりました。

闇金も非常に身近になり、かつ暴力的で非道なことを平気でするようになりました。 完済しなければ、ネット上に顔写真や個人情報をばらまき、場合によっては闇バイト に誘導します。こうなってしまうと、ここから抜け出し、再起を図るのは至難の業で、 場合によっては自死に至るケースもあります。

◆NPO 全国ギャンブル依存症家族の会の会員による緊急アンケート結果

Q1: 当事者には犯罪行為がありましたか

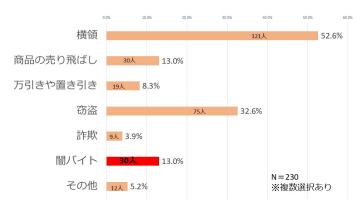
今やギャンブル依存症者の 3割超が犯罪に結びつく という現実



N = 681

■犯罪行為あり ■犯罪行為なし

Q2: それはどんな犯罪行為でしたか



当会では、こういったギャンブル依存症に関する諸問題に関し、医療、弁護士、生活保護などの行政窓口、といった点で存在する支援機関を面でつなぐ役割を果たしています。

◆当会が行うハームリダクション的支援

またギャンブル依存症がいくら回復できる病気とはいえ、自傷他害に至ってしまっては取り返しがつきません。当会では、2024年度より当事者団体が行う「ハーム(危害) リダクション(縮小)的支援」という支援を、医師、弁護士、地方議員らの意見も踏まえてはじめております。

このハームリダクションは、「ギャンブルをやめられなかったとしても、ギャンブルによる自傷他害などは防ぐ」ことを目的とし、必要な現金を返還義務なしで支給してしまうという大胆な試みです。

_		
1	目的	ギャンブル依存症による自傷他害を防ぐ
2	取り組み①	所持金が数百円程度にまで落ち込んだ人に対し、次の給与も
		しくは生活保護が支給され生活ができるようになるまで、1
		日千円~3 千円を支給する
	取り組み②	住居を失ってしまった人に対し、住居が確保できるまでの間
		カプセルホテル代やネットカフェ代を支払う
	取り組み③	アパート等の初期費用の捻出がどうしても必要な場合は、拠
		出する
	取り組み④	自助グループや当事者会に参加するための交通費を支給す
		る
	返還義務	なし
	財源	当会メンバーである、ギャンブル依存症からの回復者である
		当事者・家族からの寄付金

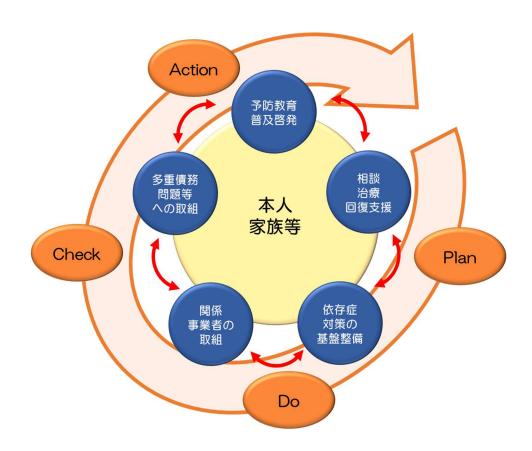
まだ、しっかりとした統計にまとめてはいませんが、この「現金支給支援」は、当会に繋がり続け、ギャンブルをやめ続けられる確率が上がっていると感じています。 現状では、このような支援を行えるのは当会だけとなっておりますので、支援者の皆様方にはぜひとも連携をお願い致します。

このハームリダクション支援による効果が、明確化した場合には、この支援を各市 区町村で取り組んでいただきたいと願っております。

東京都のギャンブル依存症対策はまだまだ始まったばかりですが、民間団体や拠点病院である、昭和大学烏山病院などは独自の支援策を打ち出し、全国をけん引しています。行政他、様々な支援窓口の皆様、またギャンブル事業者の側の皆様とも連携の程宜しくお願い致します。

第6章 推進体制と進行管理

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等とも連携を図ります。
- 本計画を着実に推進するため、取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じて ギャンブル等依存症対策に関連する関係者等で構成する会議を開催し、取組状況の 共有や意見交換を行うなど、ギャンブル等依存症対策の進行管理を行います。
- O 計画に関連する取組の進捗状況や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえ、計画 期間が終了する前でも必要に応じて見直しを図っていきます。(PDCA サイクルの 徹底)



第7章 おわりに

- 若者をはじめとした幅広い層で、ギャンブル等依存症の疑いがある者が増加傾向にあります。
- O 背景には、インターネットを利用した購入機会の拡大により、いつでも簡単に アクセスできるようになったことや、オンラインカジノの危険性などの理解が十 分でないことなど、さまざまなものが考えられます。
- O そして、本人や家族は、多重債務問題だけではなく、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題など多くの悩みを抱えていることがあります。また、発達障害やほかの依存症など複数の精神障害が併存していることがあります。
- 依存症による影響は多岐にわたり、重大であることから、依存症対策として、 予防教育・普及啓発、相談・治療・回復支援などの取組をより一層推進していこ とが必要です。相談から治療・回復支援の各プロセスにおける機能強化を図るこ とにより、早期発見・早期支援につなげていきます。

取組としては、情報の一元化・アクセス向上により効果的な普及啓発を行うため、ポータルサイトの構築など進めていきます。また、SNS 精神保健福祉相談の導入により、若者をはじめとした幅広い層が相談しやすい環境を整備していきます。このほか、専門医療機関の追加選定・機能強化等により、効果的な治療につながるよう、取組を進めていきます。

また、対策に当たっては、新たな課題に対応しつつ、ギャンブル等依存症関連 問題を含めて、適切に対応することが求められます。

〇 そして、関係機関、関係事業者、民間団体などが有機的・重層的に連携して支援を進めていくことが必要です。そのため、連携に必要なネットワークをつくり、取組を進めて参ります。

これまでの取組を継続するとともに、関係事業者や民間団体による依存症対策 を後押しする取組を検討・実施していきます。また、上記ポータルサイトの構築 などを通じて関係事業者や民間団体の取組を紹介するなど情報共有も進めていき ます。

○ 本計画における取組を着実に実施するとともに、社会環境の変化等に併せて取組を見直していきます。そして、予防効果をあげていくとともに、本人や家族が早期発見・早期支援につながりやすい取組を進めていきます。

参 考 資 料

用語解説

○ 依存症専門医療機関

アルコール健康障害・各種依存症に対する適切な医療が提供できる医療機関であ り、厚生労働省が定める基準に基づき、知事が選定します。専門医療機関では、地 域の相談機関や自助グループ等と連携して治療に取り組みます。

○ 依存症治療拠点機関

厚生労働省が定める基準に基づき、依存症専門医療機関の中から知事が選定します。依存症治療拠点機関は、アルコール健康障害・各種依存症の方やその家族等への相談対応のほか、依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした研修などを行います。

○ 家族会

依存症に巻き込まれている家族は依存症を理解して、依存症者からの害に関しては避難し、つらい気持ちなどを言葉にする場が必要です。家族の回復のため、専門病院や地域の保健所などで家族会が開催されています。

○ ギャンブル等依存症

借金や生活困窮、対人関係の破綻など、生活に悪影響が生じても、ギャンブル 等を自分ではやめられない状態を言います。

意志の弱さや性格が原因ではなく、慢性・進行性の病気です。

○ ギャンブル等依存症問題啓発週間

ギャンブル等依存症対策基本法第 10 条は、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、5 月 14 日から同月 20 日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。

○ 自助グループ

同じ問題をかかえる人たちが集まり、相互理解や支援をし合うグループ。

同じ問題をかかえる人たちが自発的に集まり、問題を分かち合い理解し、問題を乗り越えるために支えあうのが目的のグループです。同じ問題をかかえている人たちが対等な立場で話ができるため、参加者は孤立感を軽減されたり、安心して感情を吐露して気持ちを整理したり、グループの人が回復していくのをみて希望を持つことができたりと様々な効果が期待できます。

○ 精神保健福祉センター

都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、精神保健福祉センターを設置することとされています。そして、次の業務を行うものとされています。

- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- ・精神医療審査会の事務を行うこと。 など (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条)

○ PGSI (後掲)

- ・カナダで開発されたギャンブル問題の自記式スクリーニングテスト。一般住民 を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテストで、海外の多くのギャ ンブル問題に関する調査で使用。
- ・過去 12 カ月間のギャンブルの頻度などを質問

PGSI

【質問】

以下の9問のギャンブルについての質問について、過去12ヶ月のあなたの状況に最もよくあてはまるものにチェックしてください。

	項目	0点	1点	2点	3点
1	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、失っても本当に大丈夫な金額以上のお金を賭け	くない	き	いの場	どいつ
	ましたか。			合	₹
2	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、同じだけの興奮の感覚を得るために、それまで	くない	き	いの場	どいつ
	よりも多くの金額をギャンブルに費やさねばなりません			合	₽
	でしたか。				
3	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、ギャンブルで負けた金額を取り返そうと、別の	くない	き	いの場	どいつ
	日にギャンブルをしに戻りましたか。			合	ŧ
4	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、ギャンブルをするお金を得るために借金をした	くない	き	いの場	どいつ
	り、物を売ったりしましたか。			合	ŧ
5	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、自分がギャンブルに関して問題を抱えているか	くない	き	いの場	どいつ
	もしれないと感じましたか。			合	ŧ
6	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、あなたがその通りだと思うかどうかに関わら	くない	き	いの場	どいつ
	ず、周囲の人々があなたが賭け事をすることを批判した			合	ŧ
	り、あなたがギャンブルの問題を抱えていると言ってき				
	たりしましたか。				
7	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で自身のギャンブルのやり方や、ギャンブルの結果	くない	き	いの場	どいつ
	として起こることについて、悪いとか申し訳ないと感じ			合	₽
	ましたか。				
8	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、ギャンブルが健康問題を引き起こしましたか。	くない	き	いの場	どいつ
	これにはストレスや不安も含みます。			合	も

9	過去 12 か月間について考えてください。どのくらいの	まった	ときど	たいて	ほとん
	頻度で、ご自身のギャンブルによって、あなたやご家庭	くない	き	いの場	どいつ
	に金銭的問題が引き起こされましたか。			合	も

【判定】

全部で9問の各質問に0~3点(0:まったくない, 1:時々, 2:たいていの場合, 3:ほとんどいつも)で回答してもらい、合計点数(0~27点)で、以下のように分類されます。

合計点数	判定
0点	非問題ギャンブラー(non-problem gambler)
1~2点	低リスクギャンブラー(low risk gambler)
3~7点	中等度問題ギャンブラー(moderate)
8~27点	問題ギャンブラー (problem gambler)

※ これはあくまでも簡易判定ですので、お悩みのある方は、相談機関、医療機関、 民間団体等に御相談ください。

専門医療機関及び治療拠点機関の選定状況(ギャンブル等)

(令和7年3月末現在)

医療機関名	専門医療	治療拠点	所在地	電話番号
	機関	機関		
昭和大学附属烏山	0	0	世田谷区北烏山 6-	03-3300-5231
病院			11-11	
医療法人社団正心	0	_	町田市図師町 2252	042-791-0734
会 よしの病院				

東京都における依存症に関する相談窓口

相談機関名	電話番号	電話以外の問い合わせ
中部総合精神保健福祉センタ ーこころの電話相談 月曜日から金曜日(祝日・年 末年始を除く) 午前9時から午後5時まで	03-3302-7711	面接相談は必要に応じて実 施 (予約制)
多摩総合精神保健福祉センターこころの電話相談月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時から午後5時まで	042-371-5560	面接相談は必要に応じて実施 (予約制)
精神保健福祉センターこころの電話相談 の電話相談 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで	03-3844-2212	面接相談は必要に応じて実 施 (予約制)

- このほか各地域の保健所でも相談することができます。 お近くの保健所を確認される場合、次のホームページでも検索することができま すので、参考まで御紹介します。
 - 厚生労働省(保健所管轄区域案内)
 - ・東京都保健医療局(保健所・保健センター)
 - ・公益財団法人東京都福祉保健財団(福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション)

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

(五十音順、敬称略)

	氏 名	現 職
	伊波 真理雄	一般社団法人東京精神神経科診療所協会
	◎ 真田 建史	学校法人昭和大学医学部精神医学講座教授
医療	— AT AT	学校法人昭和大学附属烏山病院長
関係者	平川淳一	一般社団法人東京精神科病院協会会長
	平川 博之	公益社団法人東京都医師会副会長
	河西 麻子	東京司法書士会企画部理事
	小島豊	東京都遊技業協同組合副理事長
	田所幸子	特定非営利活動法人全国ギャンブル依存症家族の会
	田中 紀子	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表理事
支援団体	中島浩司	特別区競馬組合競馬事務局総務課長
事業者等	中村 仁志	日本司法支援センター東京地方事務所副所長
	福家 賢三	立川市公営競技事業部事業課長
	森 純一	社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長
	森野 嘉郎	東京パーソナル法律事務所
	山中 威	青梅市ボートレース事務局局次長
	〇 井上 悟	多摩総合精神保健福祉センター所長
行政	大倉 雄平	東京保護観察所統括保護観察官
関係者	鈴木 眞美	板橋区保健所長
	田口健	島しょ保健所長
-		

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会における検討経過

開催日	議事内容
第1回 令和6年7月30日	〇ギャンブル等依存症の現状 〇ギャンブル等依存症に係る拠点治療機関の取組 〇ギャンブル等依存症に係る関係団体の取組 〇東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定
第2回 令和6年11月7日	○実態調査の結果○都立(総合)精神保健福祉センターにおける相談の実施状況○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定
第3回 令和7年1月21日	○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定
第4回 令和7年3月21日	○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の改定

東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会設置要綱

令和 5 年 4 月 1 日付 4 福保障精第 1 8 5 7 号 改正 令和 5 年 7 月 1 日 5 福保障精第 5 4 9 号

(目的)

第1条 東京都におけるギャンブル等依存症対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策基本 法(平成30年法律第74号)第13条に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画と して策定する東京都ギャンブル等依存症対策推進計画(以下「推進計画」という。)の進行管理、 関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的として、東京都ギャンブル 等依存症対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 推進委員会は、次の事項の検討を行うものとする。
- (1) 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 関係団体等における取組状況の共有、意見交換に関すること。
- (3) 東京都ギャンブル等依存症対策を推進するための施策の検討に関すること。
- (4) その他東京都ギャンブル等依存症対策の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 推進委員会は、次のうちから、東京都福祉局長(以下「福祉局長」という。)が委嘱する 委員で構成する。
- (1) 医療関係者
- (2) 民間団体等関係者
- (3) 法律関係者
- (4) 事業者団体等関係者
- (5) 行政関係者
- 2 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。
- (1) 学校法人昭和大学附属烏山病院長
- (2) 東京都遊技業協同組合副理事長
- (3) 日本司法支援センター東京地方事務所副所長
- (4) 東京司法書士会企画部理事
- (5) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員の再任を妨げない。
- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 推進委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を代表し会務を総理する。

(副委員長)

- 第6条 推進委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。
- 2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

- 第7条 推進委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて推進委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 推進委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、福祉局障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

第2条 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱(令和2年7月9日付2福 保障精第457号)は、廃止する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

ギャンブル等依存症対策基本法 (抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

- 第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を 適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生 活を円滑に営むことができるように支援すること。
 - 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び 実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と の連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を 行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同 じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

- 第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル 等依存症問題啓発週間を設ける。
- 2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。
- 3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

- 第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル 等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」と いう。)を策定しなければならない。
- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなけれ ばならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に 報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

- 第十三条 <u>都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道</u> 府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道 府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十

条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 <u>都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。</u>

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、 ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域 その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活 動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものと する。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の 実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等 が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防 等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的 な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第 十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日 本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るた めに必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル 等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知 識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実熊調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル 等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整 及び実施状況の評価に関すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに 総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
 - ー ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の 案の作成について準用する。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する 事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」 という。)を置く。